

「児童の権利に関する条約」学習用パンフレット（中学校～高等学校）

# *Convention on the Rights of the Child*

(児童の権利に関する条約)



「児童（子ども）の権利に関する条約」は、子ども（18歳未満）の権利を守るために、世界の国々が協力して努力することを約束した条約です。

子どもは皆、人種、皮膚の色、性別、信仰する宗教、政治的な考え方、出身、あるいは障害の有無などによって差別されることなく、この条約に定める権利を保障されます。

生命はかけがえのないものです。大人は、全ての子どもの命を守り、子どもたちが健やかに成長するよう努めます。



世界の国々では、栄養不良や病気、さらには戦争で多くの子どもの命が奪われています。日本でも、いじめなどによって自ら命を絶つ子どもたちがいます。一人一人の命の大切さをいま一度見直しましょう。

【関連条項 前文、第1条、第2条、第6条、第30条】

自分の意見を自由に言うことができます。

子どもだからといって軽く扱われることはありません。



子どもは、学校でも家庭でも地域でも、自分に関係のあることについて、はつきり自分の意見を言う権利があります。この権利は年齢や成熟度に応じて尊重されます。

学級活動（ホームルーム活動）や生徒会活動などでしっかり話し合いができますか。校則は皆さんのが充実した楽しい学校生活を送るための共通のルールですから、校則をつくったり変えたりするときには、皆さんで意見を出し合い積極的に参加しましょう。

学校だけでなく、家庭でも地域でも、皆さんの意見は真剣に取り上げてもらえます。

【関連条項 第12条】

自分の考え方や気持ちを、言葉や文章、絵などのいろいろな方法で表現できます。

同時に、他の人の権利や自由を尊重し、人々の安全や社会の秩序などにも気を配りたいものです。



自分の考え方や気持ちをいろいろな形で自由に表現できます。そのことが、他人のプライバシーに踏み込んだり、社会の秩序を乱したりすることのないよう、時と場合に応じた表現の仕方を考えてみましょう。

学校内ではもちろん「表現の自由」は尊重されなければなりませんが、他の人の学習の妨げになるようでは困ります。どんなところに気をつけたらよいでしょう。

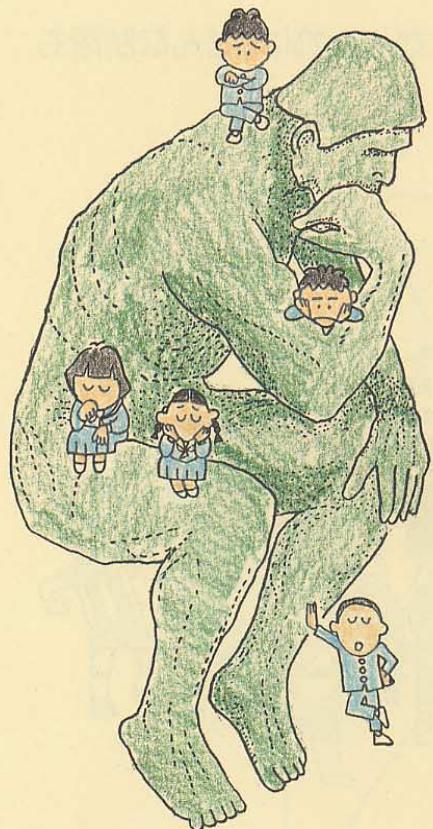
【関連条項 第13条】

自分で自由にものを考えたり、善し悪しを判断したり、宗教を信じたりすることができます。

ただし、人々の安全、社会の

秩序、他の人の基本的な権利や  
自由の尊重などの面から、法律  
による一定の制限を受けます。

保護者は、子どもの年齢や能  
力に応じて指示や指導をするこ  
とができますが、その際には「子  
どもの最善の利益」に基づいて  
判断しなければなりません。



どんな思想・信条を持つか、あるいはどのような宗教を信じる  
か、などは自分で決めることです。

また、自分の思想・信条、あるいは自分の信じる宗教を他人に押  
しつけることは許されません。

【関連条項 第3条、第5条、第14条】

考え方と同じ者同士でグループをつくり、集会を開いたり  
することができます。

そのことで皆に迷惑をかけたり、他の人の権利や自由を奪った  
り、安全を脅かしたりするようなことがなければ、どんな制限も  
受けることはありません。

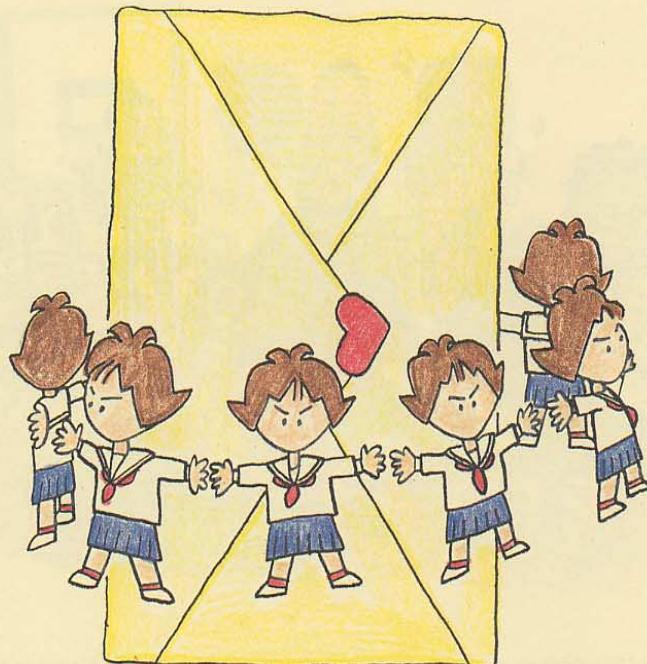


学校や地域にはいろいろなグループやサークルがあります。興味  
や関心のあるものには積極的に参加して自主的な活動を進めましょ  
う。また、集会を開いて自分たちの考えをまとめ、他の人々にア  
ピールすることもできます。

しかし、こうした活動は、まわりの人々にも関係しますので、民  
主主義のルールに従って行うように気をつけましょう。

【関連条項 第15条】

自分のプライバシー（私生活）や家庭生活は、他の人にのぞかれたりすることはありません。手紙や電話の内容についても同じことです。また、名誉や信用も大切にされます。



誰でも自分以外の人に知られたくないことがあります。親でも、子どもにきた手紙や日記を、勝手に見てはいけません。このことと、「親が子どものことを心配する気持ち」との関係を考えてみましょう。

【関連条項 第16条】

子どもは、親や大人に暴力をふるわれたり、心を傷つけられたり、また、放任されたりすることはありません。子どもにはこれらのことから保護される権利があります。

難民の子どもの権利を守るために、国は保護や援助をしなければなりません。そのためには国際的な協力が大切です。

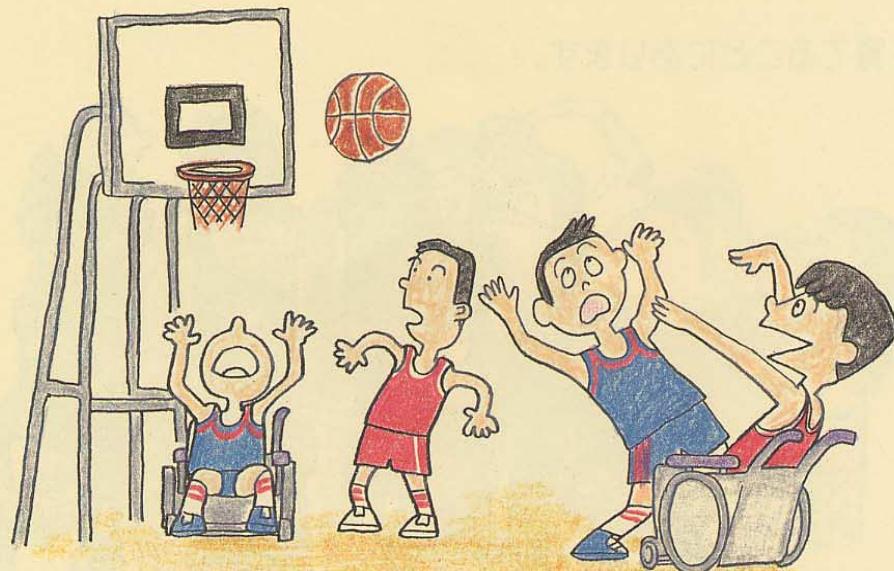


世界には、大人に虐待されたり、いろいろな事情で親と離れて暮らしたりしている子どもがいます。そうしたきびしい状況におかれたり子どもにどういう手助けができるでしょうか。

私たちのまわりでも、いろいろな国の人たちが一緒に暮らしています。戦争で迫害されたり故国を追われたりした人々の子どもたちのために、どのような保護や援助が用意されているか調べてみましょう。

【関連条項 第19条、第22条】

心身に障害のある子どもは、自分の力で楽しく社会生活を送る  
権利があります。そんな環境をみんなでつくりましょう。  
障害のある子どもは特に手厚く守られ、それぞれの状況に応じ  
た援助が受けられます。



障害のある人もない人も、みんな平等に生きる権利を持ってい  
ます。単に同情するのではなく、障害のある子どもたちが安心して暮  
らし、いろいろな活動に積極的に参加できるような環境を、みんな  
でつくりましょう。

手話サークルで活動している人もいますし、点訳サービスに努め  
ている人もいます。日常の暮らしの中で私たちにできることはない  
でしょうか。

【関連条項 第23条】

すべての子どもは、学校で楽しく学習する権利があります。学校のきまりは、子どもの人間性を尊重し、この条約にそつたものでなくてはなりません。

教育の目的は、一人一人の個性や能力をできるだけ伸ばし、自由な社会の中で互いの人権を尊重し、責任ある行動のとれる人間に育てることがあります。



近年、わが国の学校では不登校になつたり、高校に入学しても途中で退学したりする子どもが増えています。楽しく学習できる学校は、どのような学校でしょうか。

特色ある高等学校や大学、専修学校がたくさんあります。  
自分の能力・適性を伸ばす進路をみつけたいですね。

【関連条項 第28条、第29条】

子どもは休息し、余暇を楽しみ、年齢にふさわしい遊びをする  
権利があります。また、文化的な活動、芸術的な活動に自由に参  
加できます。



十分な休息や余暇は、身体的・精神的な成長に欠かせないものです。勉強ばかりではなく、レクリエーションを楽しんだり、文化的・芸術的活動に参加したりすることも大切です。

学校週5日制で学校の休みの日が増えました。この休みを生かしていろいろな校外活動に参加してみませんか。

【関連条項 第31条】

編 集 筑波大学教授 下村 哲夫  
執 筆(文) 筑波大学教授 下村 哲夫  
(絵) 津市立一身田中学校教諭  
山本 佳弘  
発 行 三重県教育委員会  
三重県津市広明町13番地  
電話 0592-24-2963  
発行日 平成8年3月